

環境省告示第 号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成十三年政令第二百十五号）第三条の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル使用製品からポリ塩化ビフェニルを除去する方法として環境大臣が定める方法を次のように定め、平成二十八年八月一日から適用する。

平成 年 月 日

環境大臣 大塚 珠代

（案）

ポリ塩化ビフェニル使用製品からポリ塩化ビフェニルを除去する方法として環境大臣が定める方法

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令に規定するポリ塩化ビフェニル使用製品からポリ塩化ビフェニルを除去する方法として環境大臣が定める方法は、ポリ塩化ビフェニルが封入された製品について、当該製品に封入されているポリ塩化ビフェニルを含む油をポリ塩化ビフェニルを含まない油に入れ替えた上で、当該製品を使用したまま一定期間電圧を加えて洗浄

し、ポリ塩化ビフェニルを適切に除去する方法（生活環境保全上の支障を生じるおそれのないものと認められる方法に限る。）とする。